

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

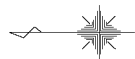
農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	大沢地区 (1工区)	気仙沼市

図面記号									
D-1									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙1記載のとおり								
	計	14筆 15,009㎡ (田 0㎡、畑 15,009㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	契約日	永久	なし				
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>高台に計画する防集大沢A地区（災害公営住宅区域を含む）及び防集大沢B地区は、地区内から流出する雨水排水を取付道路敷地を通して気仙沼市管理夜這路川に放流する計画としており、下流域の周辺農地の営農に支障は生じない。防集A地区下流域の農地は小規模で、当地区には土地改良区、水利組合等は存在しない。周辺地域住民に防集移転事業を説明する中で農地所有者に対し調整を計っている。なお、事業区域の内、1工区の施行に伴い、2工区への通路の確保や土砂の流出等の回避を行い、2工区への営農に支障が出ないよう措置する。</p>								

(別紙1) 土地の所在等

所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市計画法
気仙沼市唐桑町台の下	101番1	畑	畑	112	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町台の下	95番2の一部 (仮95番4)	畑	畑	3,573	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町台の下	99番	畑	畑	1,703	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町台の下	120番の一部 (仮120番2)	畑	畑	285	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町台の下	94番の一部 (仮94番2)	畑	畑	613	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町台の下	114番1の一部 (仮114番3)	畑	畑	2,337	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町荒谷前	125番1の一部 (仮125番3)	畑	畑	79	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町荒谷前	132番	畑	畑	1,276	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町荒谷前	131番	畑	畑	268	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町荒谷前	134番	畑	畑	1,240	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町荒谷前	149番2	畑	畑	249	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町荒谷前	150番	畑	畑	368	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町荒谷前	152番4	畑	畑	2,527	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市唐桑町荒谷前	154番	畑	畑	379	—	—	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
14筆 15,009㎡ (田 0㎡、畑 15,009㎡)								



縮尺=1:500

「農地法第5条第1項の許可に係る
土地の位置を示す地図」

津奈町台の下

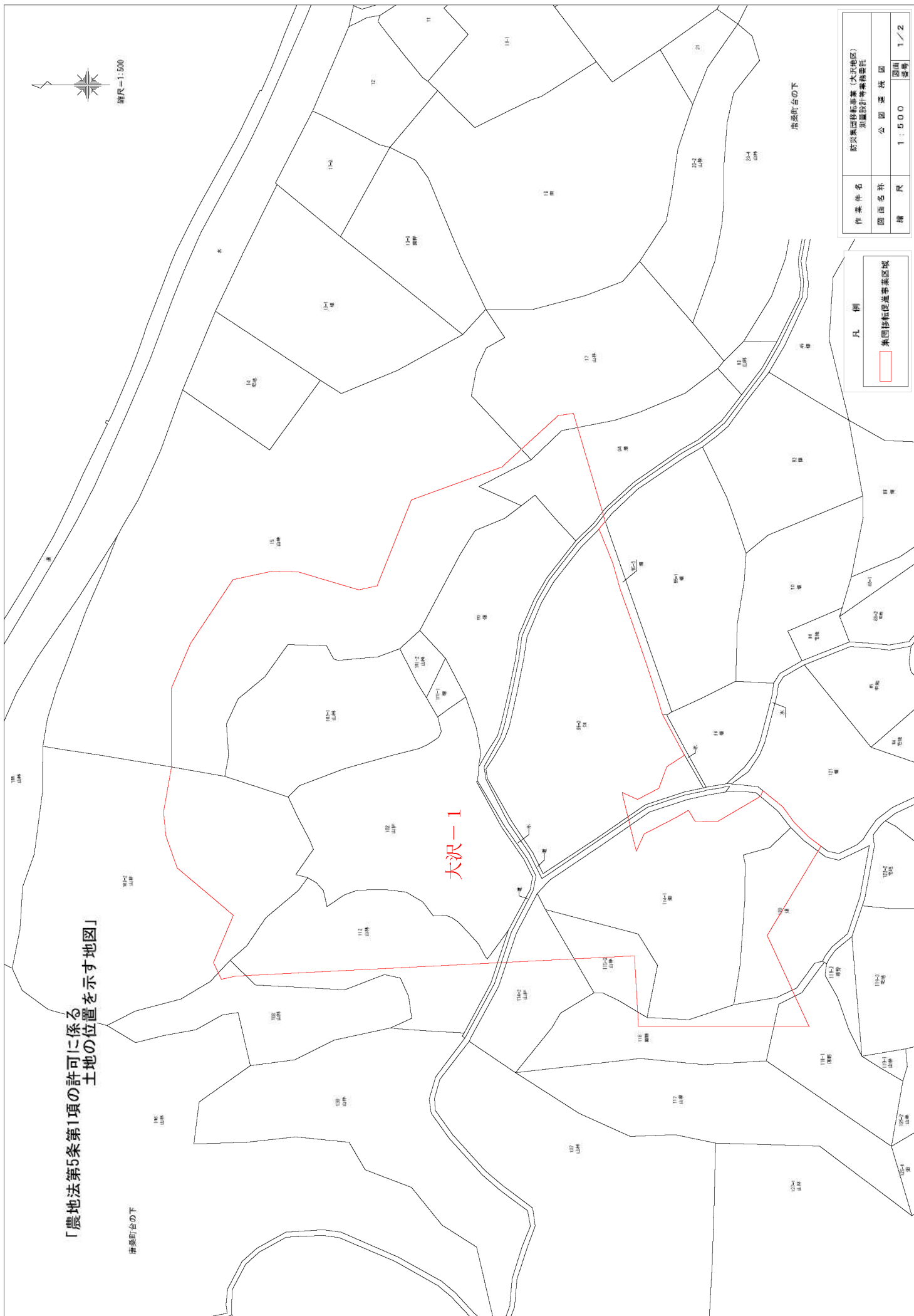
津奈町台の下

大沢-1

凡 例

赤線 農地法第5条第1項区域

作業名	防災農地整備事業(大沢地区) 津奈町台町農地整備
図面名称	公園遊歩道
縮尺	1:500
図面番号	1/2



「農地法第5条第1項の許可に係る
土地の位置を示す地図」



凡例

	集団移転促進事業区域
	工区

作業件名	防災集団移転事業（大沢地区） 測量設計等業務委託		
図面名称	公園遊歩図		
縮尺	1:500	図面 番号	2/2

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	梶ヶ浦地区 (1工区)	気仙沼市

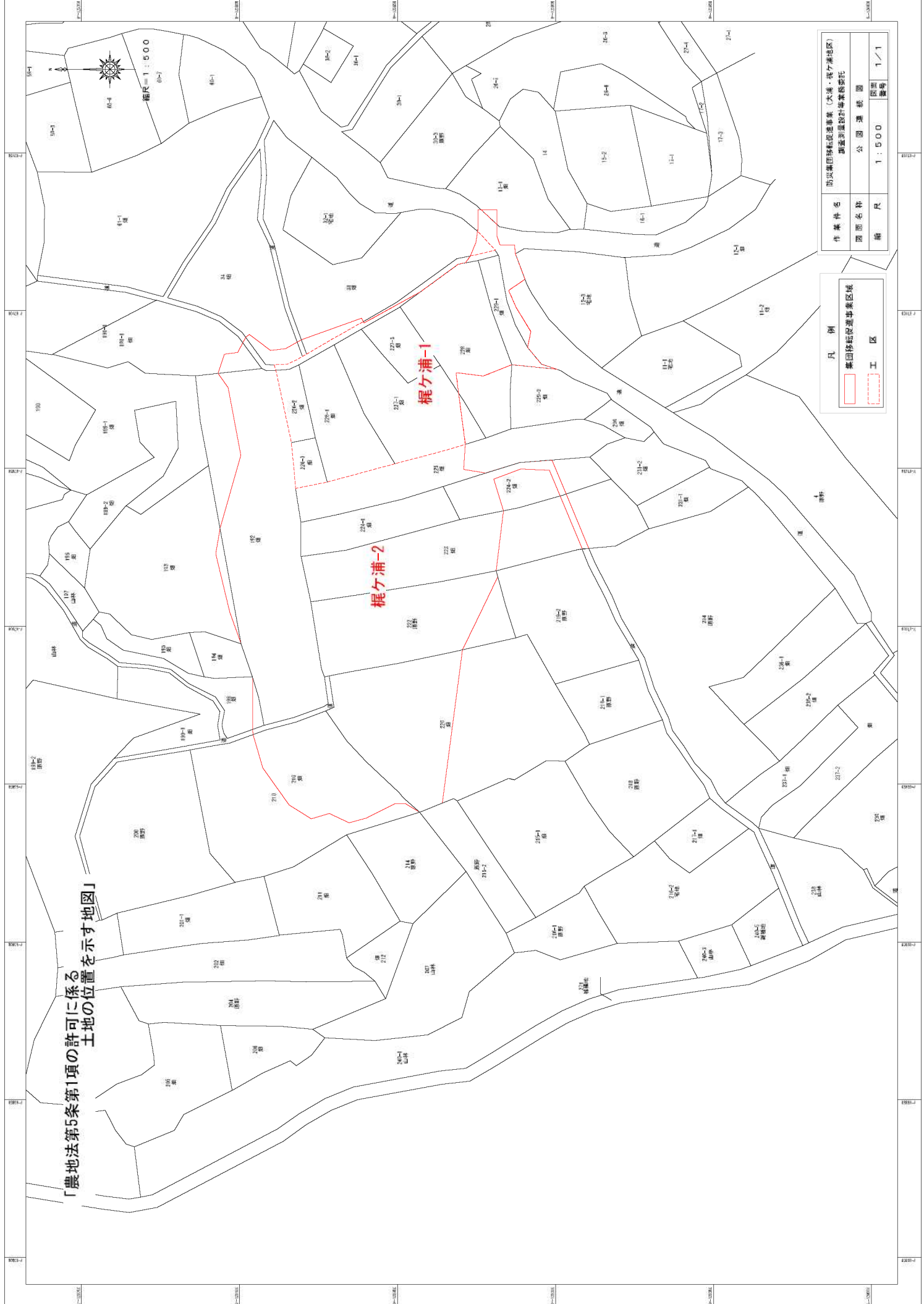
図面記号									
D-9									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙1記載のとおり								
	計	7筆 3,191㎡ (田 0㎡、畑 3,191㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	契約日	永久	なし				
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>高台に計画する防集梶ヶ浦地区の住宅団地については、合併浄化槽の整備により排水基準を遵守しながら、新設する道路側溝及び地区外用水路の整備により排水路を確保し、海へ放流する予定である。</p> <p>なお、放流先の排水路については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。また、事業区域の内、1工区の施行に伴い、2工区への通路の確保や土砂の流出等の回避を行い、2工区への営農に支障が出ないように措置する。</p>								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市計画法
気仙沼市 二ノ浜	228番の一部 (仮228番2)	畑	畑	778	—	—	農用地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
気仙沼市 二ノ浜	226番1	畑	畑	668	—	—	農用地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
気仙沼市 二ノ浜	226番2	畑	畑	178	—	—	農用地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
気仙沼市 二ノ浜	227番3	畑	畑	289	—	—	農用地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
気仙沼市 二ノ浜	229番1	畑	畑	225	—	—	農用地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
気仙沼市 二ノ浜	226番3	畑	畑	130	—	—	農用地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
気仙沼市 二ノ浜	227番1の一部 (仮227番4)	畑	畑	923	—	—	農用地域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
7筆 3,191㎡ (田 0㎡、畑 3,191㎡)								

「農地法第5条第1項の許可に係る
土地の位置を示す地図」

縮尺=1:500



梶ヶ浦-1

梶ヶ浦-2

凡例

■ 農地法第5条第1項の許可に係る土地の位置を示す地図

□ 区

作業者名	茨城県印旛地区農事（大塚・梶ヶ浦地区） 農業改良区建設委員会
図面名称	公園建設図
縮尺	1:500
図面番号	1/1